

ご旅行条件書（国内募集型企画旅行）

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、㈱ニチレク（大阪府池田市菅原町11-9 ニチレク池田桜通り 大阪府知事登録 旅行業第2-2617号 以下「当社」といいます。）が企画・実施する募集型企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 契約の内容、条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面（以下「最終日程表」といいます。）および、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。
- (3) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

3. 旅行のお申込みと契約の成立の時期

- (1) ご来店にてお申込みの場合、当社又は当社の受託営業所（以下「当社ら」といいます。）にて所定の申込書の提出と申込金（旅行代金の20%以上、または旅行代金）のお支払いが必要です。旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受理した時に成立します。申込金は、旅行代金または取消料、もしくは違約料のそれぞれの一部または全部として取り扱います。

- (2) 電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段にてお申込みの場合、当社らが予約の承諾をした日から3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社らは、予約がなされたものとして取り扱います。旅行契約は、当社らの承諾と申込金の受理をもって成立します。残金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前に当たる日より前にお支払いいただけます。

- (3) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代位権を有しているものとみなします。契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を提出していただけます。

4. お申込み条件

- (1) 健康を害する方、身体に障害のある方、妊娠中の方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨、お申出下さい、当社らは可能な範囲内でこれに応じます。当社がお客様のため講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担となります。なお、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者／同伴者の同行を条件とさせていただくか、ご参加をお断りさせていただいく場合があります。

- (2) お申込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

5. 最終日程表

- 確定した運送・宿泊機関名等が記載された最終日程表（確定書面）は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日までに交付します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申込みがあった場合は、旅行開始日に交付することができます。なお、期日前であってもお問合せがあった時は、手配状況について説明いたします。

6. お支払対象旅行代金

- 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、入場料、拝観料および、消費税等諸税。

- (2) 航空保険特別料金・伊丹・新千歳空港施設使用料。

- (3)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、ガイド料ならびに団体行動に必要な心付。

※上記旅行サービスをお客様のご都合により、一部利用されなくとも原則として払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 自由行動中の観光施設の入場料、交通費、食事代等

- (2) クリーニング代、電報電話料、その他の追加飲食など個人的性質の諸費用、および、それに伴う税・サービス料

- (3) 傷害・疾病に関する医療費

- (4) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費、3日目フリーの行程から集合場所（新千歳空港）までの交通費

9. 旅行契約内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与できない事由が生じた場合、旅行契約の内容を変更することがあります。また、その変更に伴い、旅行代金を変更することもあります。

- (2) 著しい経済情勢の変動により、通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することができます。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前に当たる日より前にお知らせします。減額する場合は、運賃・料金の減少額だけ旅行代金の額を減額します。なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日前以内に払戻しいたします。

- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットなどに記載した場合、旅行契約内容に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

10. お客様の交代

お客様は当社の承諾を得て、当社所定の手数料をお支払いいただくことにより、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

11. 取消料（お客様による旅行契約の解除）

- (1) お客様はいつでもパンフレットに記載した取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。但し、取消しのご連絡は当社又はお申込み店の営業時間内にのみお受けいたします。

- (2) お客様のご都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされる時は、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。

- (3) 次の場合は取消料をいただきません。

- ①旅行契約内容に右記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象となる変更、その他の重要な変更があったとき。

- ②著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって、旅行代金が増額されたとき。

- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれがあるとき。

- ④当社が最終日程表を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日前目に当たる日までに交付しなかつたとき。

- ⑤当社の責に帰すべき事由により、当初の日程どおりの実施が不可能になったとき。

12. 当社による旅行契約の解除（旅行開始前の解除）

旅行契約の成立後であっても、次の場合、当社は旅行契約を解除することができます。

①お客様から所定の期日までに旅行代金のお支払いがないとき。この場合、お客様が当該期日の翌日に旅行契約を解除したものとして、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

②お客様が病気、必要な介助者の不在など、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

③お客様が他のお客様に迷惑をおよぼすおそれがあるとき。

④天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の実施が不可能なとき。

⑤お客様が旅行契約に閉じ合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

13. 当社による旅行契約の解除（旅行開始後の解除）

- (1) 旅行開始後であっても、次の場合、当社は旅行契約を解除することができます。

①お客様が病気、必要な介護者の不在などにより当該旅行の継続に耐えられないとき。

②お客様が他のお客様に迷惑をおよぼすとき。

③天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の継続が不可能なとき。

- (2) この場合、当社は、旅行契約解除後の旅行サービスについて取消料、違約料を差し引いて払戻します。

14. 旅行代金の払戻し

旅行代金の払戻期日は、次のとおりです。

旅行開始前の解除の場合…解除の翌日から起算して7日以内

旅行代金の減額又は旅行開始後の解除の場合…契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内

15. 旅程管理等

当社は安全で円滑な旅行の実施に努めます。お客様は、団体行動中、当社の指示に従っていただけます。

16. 保護措置

当社は、旅行中、お客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合、これが当社の責に帰すべきものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担になります。

17. 当社の責任

当社は、当社又は当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内（手荷物の場合は、14日前）に当社に通知があったときに限ります。手荷物の賠償限度額は、当社の故意または重大な過失がある場合を除き、お一人様15万円を限度とします。

18. お客様の責任

- (1) 当社は、お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。

- (2) お客様は、旅行開始後において、本書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一本書面と異なる旅行サービスを提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者、または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

19. 特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金（1500万円）・後遺障害保証金（1500万円を上限）・入院見舞金（2万円～20万円）および通院見舞金（1万円～5万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個または1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限します。）を支払います。

20. 旅程保証

- (1) 旅行日程に下表に掲げる変更（次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置）が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、サービスの提供の日時および順序の変更は対象外になります。

- (2) 変更補償金の額は、お客様お一人に対し、1募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。また、変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払いしません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3
(2) 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	1.0
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	1.1
(5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
(6) 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	1.0
(7) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
(8) 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

21. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様からお申込みいただいた旅行において、旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他、当社は①当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- (2) 当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、またはメールアドレスなどお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、営業案内、催し物内容などのご案内、ご購入いただいた商品発送のためにこれを利用させていただくことがあります。なお当社における個人情報取扱管理者の氏名について、別紙をご参照ください。

22. 旅行条件の基準日

平成30年11月1日現在の運賃・料金を基準としています。

23. 募集型企画旅行契約について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

24. その他

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。